

No.	項目	質問内容	回答
1	仕様書P1 3	仕様書3業務目的について、本町の未来像を継承・・・とありますが、現行計画の第2部基本構想の「まちの未来像」を継承する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、そのまま引き継ぐのではなく、未来像等を読み込んだ上で新しい指針を作成してください。
2	仕様書P2 6-(1)	「発注者が別途意見交換会等で集約した意見」とありますが、どのような意見交換会を想定されているか、ご教示ください。	現時点で想定しているものではありませんが、必要に応じて業務が発生する場合があります。
3	仕様書P2 6-(3)	「(1)基礎調査の検討、実施及び分析 ④意見調査及び集約」記載の「ライフステージや団体等で分けた町民意識の調査手法の設計、実施及び分析」と、「(3)町民アンケートの実施」記載の「町民2,000人程度に対して分野別の調査票の作成送付、回収分析を行い、報告書を作成」について、町民対象の調査は同一のものと考えてよろしいでしょうか。	別なものだと想定していますが、同一のものとして提案することに差し支えはありません。
4	仕様書P2 6-(3)	アンケート調査票等(添書、調査票、往信用封筒、返信用封筒)の印刷、宛名ラベル添付、封入・封緘にかかる費用は受託者負担でしょうか？ また、アンケート調査の発送郵送料、回収郵送料(返信用封筒の料金受取人払)の費用負担も受託者負担となりますでしょうか。	全て受注者負担となります。
5	仕様書P2 6-(3)	町民アンケートの実施について、アンケート対象者の抽出、宛名ラベル作成は委託者の対応でよろしいでしょうか。また、送返信料、封筒の用意などは受託者負担になりますでしょうか。	アンケート対象者の抽出、宛名ラベルの作成については発注者の対応となります。その他は受注者負担となります。
6	仕様書P2 6-(3)	アンケート票の配布・回収は、受注者が実施するということでしょうか。その場合、宛名ラベルは発注者から提供いただけるか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書P2 6-(2)	仕様書(2)「町民調査結果及び行政評価等の結果・・・」と記述ありますが、貴町における行政評価結果を活用させていただくと解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	仕様書 P3 6-(6)	各計画の作成に記載の令和9年11月までの最終案作成の関係で、令和8年度、9年度のおおまかな策定事項の進行イメージや総合計画の議決時期と対象(基本構想までか計画全体か等)の想定があればお知らせください。	企画提案によります。 令和8年度中に基礎調査や町民アンケート、計画素案の作成までは終える想定です。令和9年度は中間案の作成後に議員全員協議会に諮り、11月までに最終案を作成、12月本会議で審議する流れを想定しています。
9	仕様書 P3 6-(7)	各会議の年度ごとの回数の想定があれば、ご教示ください。また、受注者は必要に応じて出席するということがよいでしょうか。	会議運営支援の想定回数については下記のとおりであるが、この回数は想定なので、企画提案の内容で増減するものと認識しています。なお、受注者は必要な会議に出席するものとします。 ①まちづくり町民会議：10回程度 ②策定検討部会：数回程度 ③策定委員会：数回程度 ④企画審議会：5回程度 ⑤その他：未定。企画提案によります。

10	仕様書 P3 6-(7)	会議運営支援の①～④組織について、それぞれ、役割、開催回数、メンバー構成の想定があればお知らせください。	開催回数については質問No.9を参照してください。 ①まちづくり町民会議：意見を広く募集し町政に反映することや、住民との協働を体現すること等を目的に設置します。メンバーは町民の中から、地区や職種が偏らないように委嘱する予定です。会議の形態等は提案によります。その他「蔵王町まちづくり町民会議設置要綱」を参照してください。 ②策定検討部会：策定委員会を効率的に運営するために設置することができる。メンバーは各課の職員を想定しています。 ③策定委員会：総合計画に関する重要事項の協議や決定を行います。メンバーは町長、副町長、教育長及び各課長等を予定しています。 ④企画審議会：重要計画の調査審議を行うために設置されている。メンバーについては既に委嘱されています。その他「蔵王町企画審議会条例」を参照してください。
11	仕様書 P3 6-(7)	各種会議（まちづくり町民会議、策定検討部会、策定委員会、企画審議会、その他会議）の想定開催回数、開催時期及び時間（日中、夜間、土日等）をご教示いただきたいです。	開催回数については質問No.9を参照してください。 ①まちづくり町民会議：必要に応じて開催します。平日夜間開催予定です。 ②策定検討部会：必要に応じて開催します。平日日中開催予定です。 ③策定委員会：必要に応じて開催します。平日日中開催予定です。 ④企画審議会：令和8年度2回、令和9年度3回程度を想定しています。平日日中開催予定です。 ⑤その他：未定。企画提案によります。
12	仕様書 P3 6-(7)	仕様書(7)会議運営支援について、①～⑤の会議開催数をご教示願います。	同上
13	仕様書 P3 6-(7)	まちづくり町民会議や企画審議会の講師や委員に対し講師謝礼や委員報酬が発生する場合、費用は発注者負担（発注者より講師や委員へ直接支払）でよろしいでしょうか。講師謝礼や委員報酬の金額に規定はございますでしょうか。	発注者負担で直接支払いを行います。 企画審議会委員については「蔵王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」のとおり。 まちづくり町民会議の委員への謝礼については「蔵王町まちづくり町民会議設置要綱」に基づき予算の範囲内で支給します。
14	仕様書 P4 6-(10)	③概要版のページ数について提案しても良いか。	町内全戸に配布することに留意した上で、提案してください。
15	仕様書 P4 6-(10)	成果品③概要版のページ数をご教示願います。	同上
16	仕様書 P4 6-(10)	アンケート調査報告書の形式、部数をご教示いただきたいです。	別冊とするか業務報告書に内包してもよいです。いずれの場合も2部提出とします。
17	仕様書 P4 6-(10)	④意識調査結果、分析結果は、業務報告書に含めて2部提出すればよいか。	同上
18	仕様書 P4 6-(11)	議会説明用の資料作成は、1～2回程度と考えて良いか。想定される時期があればご教示ください。	1～2回程度と考えている。時期については中間案が作成された後、最終案が作成された後が考えられます。
19	実施要領 P3 4-(2)-⑤	・実施領3ページに「ページの上限は30ページで、基本はA4サイズ横（片面）で1ページとしてカウントする。」と記載がございますが、A4サイズ縦は、認められないという認識になりますでしょうか。 また、提案書は両面印刷ではなく、片面印刷のほうがよろしいでしょうか。	プロジェクターで投影する都合で、A4サイズ横向きを推奨いたします。 両面印刷（長辺とじ）を推奨しますが、難しい場合は片面印刷で差し支えありません。
20	実施要領 P3 4-(2)-⑤	・「文字サイズ11ポイント以上」とありますが、企画提案書に掲載する図や表に表示する文字についても11ポイント以上とすべきでしょうか。	図表等の参考に挿入しているものについては、文字サイズは11ポイント未満でもよいものとします。

21	実施要領 P2 4-(2)	<p>・P3の「(2)のイの(b)」の内容と、「1. 提案評価」の「企画提案【90点】」の内容は整合されていると存じますが、P3の「(2)のイの(b)の①」において、「新たな計画の目標設定、評価検証方法」と記載されている一方、「1. 提案評価」の「企画提案【90点】」の「第六次総合計画(前期計画)の策定支援」では、「これまでの計画の評価及び検証結果」との記載があります。これは、「1. 提案評価」の「企画提案【90点】」の「第六次総合計画(前期計画)の策定支援」の内容を、「新たな計画の目標設定、評価検証方法」に読み替えればよろしいでしょうか。</p>	<p>「第六次総合計画(前期計画)の策定支援」は次期計画に関する項目であるので、「これまでの計画の評価及び検証結果」を「新たな計画の目標設定、評価検証方法」に読み替えてください。</p>
22	実施要領 P2 4-(2)	<p>・P2に記載の提出書類の中に「(カ)業務工程表(任意様式)」がありますが、P5~7においては、業務工程表を審査・評価する記載が見受けられませんでした。業務工程表は審査の対象外との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
23	実施要領 P1 1-(5)	<p>各年ごとに金額が分かる見積が必要か。</p>	<p>総額で審査するため必須ではありません。</p>
24	実施要領 P3 4-(2)	<p>(オ)業務体制表及び(カ)業務工程表には申請者名等、申請者が分かるような記載はしないこととのことですが、社名がなければ社員名を書くのは構わないか。</p>	<p>部署名、個人名までをご記入ください。部署名に会社名が入っている場合は部署名を伏せてください。</p>
25	実施要領 P6 5-(2)	<p>・「(2)のウの(ア)の①」では、1次審査において審査委員が提案評価するものと記載されており、「(3)の力の(ア)の①」でも2次審査において審査委員が提案評価するものと記載されていますが、2次審査においては、1次審査の結果は引き継がれずに再評価されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。1次審査を行った場合であっても2次審査ではプレゼンテーションを受け再度評価を行います。</p>
26	実施要領 P7 5-(3)	<p>5 審査概要(3)オ(ウ)につきまして一説明用資料は、提出された企画提案書と同内容のものとし、・・・となつていますが、同内容というのは一言一句全く同じものということか、説明用としての編集は可能という理解か、どちらでしょうか。</p>	<p>加筆が禁止されているため完全に同一のものを想定していません。ただし、説明のためのアニメーションや動画の使用を妨げるものではありません。</p>